

異例の降雪時の交通確保に向けた取り組み

～東北地方のチェーン規制実施区間のお知らせ～

■ **大雪特別警報**や**大雪に対する緊急発表**が行われるような**異例の降雪がある**ときに、チェーン規制を実施します。

大雪時に通行止めを実施する場合でも、チェーン規制を実施し、**タイヤチェーンを着けていれば通行できる**ようにすることで、**これまでより積雪による通行止め時間を短くする**ことを目指します。

（日常的な降雪時に実施するものではありません。）

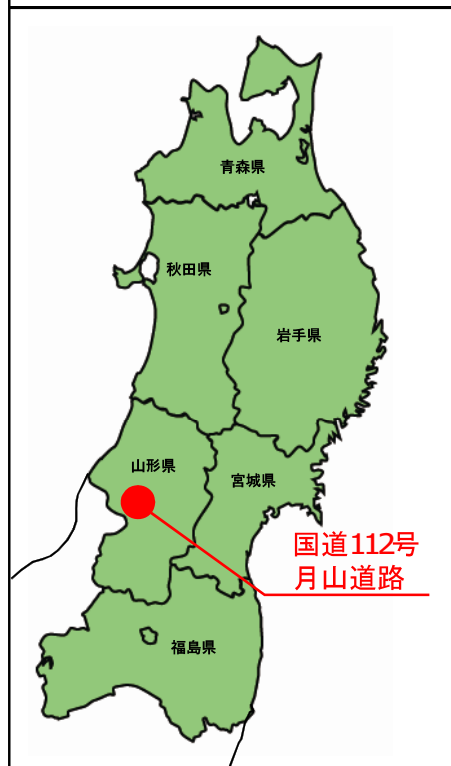
※ 異例の降雪が予想される2～3日前から、交通障害が発生するおそれがあることについて、事前広報を行い、不要不急の外出を控えることや広域迂回などを、記者発表、ラジオやSNSなどを活用してお知らせしますので、お出かけの前の確認をお願いします。



チェーン規制標識
「タイヤチェーンを取り付けていない
車両通行止め」

「チェーン規制」を実施する際は、規制実施区間の手前に上記の標識が掲示されますので、規制区間を走行される方は「チェーン」の装着をお願いします。

広域図



チェーン規制実施区間

区間：国道112号 月山道路 L=15.2km
(山形県西川町月山沢～鶴岡市田麦保)

「大雪特別警報や大雪に対する緊急発表」が行われる異例の降雪時に交通状況に応じてチェーン規制を実施する予定です。

